令和元年度

第１回足立区生活保護適正実施協議会

議事録

令和元年１２月１２日

足立区役所８階特別会議室

令和元年度第１回足立区生活保護適正実施協議会

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名 | 令和元年度第１回足立区生活保護適正実施協議会 |
| 開催年月日 | 令和元年１２月１２日（木） |
| 開催場所 | 足立区役所８階特別会議室 |
| 開催時間 | 午前９時３０分開会～午前１１時３０分閉会 |
| 出欠状況 | 委員現在数　１３名  出席委員数　１１名  欠席委員数　　２名 |
| 出席者 | 中田　貢弘　　　工藤　信　　　市村　智　　　野辺　陽子  五十畑　亜紀子　平石　裕　　　須藤　正雄　　浅水　美紀  今井　伸幸　　　上遠野　葉子　中村　明慶  計１１名 |
| 関係者 | 区内４警察署代表  元民生・児童委員協議会会長 |
| 事務局 | 福祉部足立福祉事務所長／足立福祉事務所生活保護指導課長  足立福祉事務所内６福祉課長 |
| 会議次第 | 別紙のとおり |
| 会議に付した  議題 | １　報告  ２　意見交換 |

（会議経過）

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | （開会）  定刻となりなりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。  私は事務局を担当いたします、足立福祉事務所長の絵野沢でございます。  本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。  まず、開会に先立ちまして本日の資料の確認と説明をさせていただきます。  まず、お手元にあります「次第」でございます。本日の流れとなりますので、ご確認をお願いいたします。  続いて、「資料１　令和元年度足立区生活保護適正実施協議会委員等名簿」でございます。足立区生活保護適正実施協議会条例第３条に基づき、委嘱又は任命させていただいた委員の皆さまの名簿になります。  委員の皆さまのほかに、足立区生活保護適正実施協議会条例施行規則第４条に基づき、区内４警察署の皆さま及び宮﨑前不正受給対策部会長には、アドバイザーとしてお越しいただいております。  続いて、「資料２　平成３０年度の取組み状況報告について」でございます。本協議会の答申項目であります、就労支援、不正受給対策、医療扶助適正化の３つの項目について、平成３０年度の取組みを、実績データを基に、後ほどくわしくご説明させていただきます。  続いて、「資料３　令和元年度からの新たな取組みについて」でございます。さらなる就労支援の推進など、新たな取組みを始めているものがございますので、後ほどくわしくご説明させていただきます。  最後に、本協議会に関連する条例、施行規則、専門部会設置要綱、答申書の関係法令など、４点を配付させていただいております。本日、詳しい説明の時間は設けてございませんので、後ほどご確認いただければと思います。本日の配付資料は以上の８点になります。  続きまして、協議会の前委嘱期間が令和元年６月１７日で満了となっておりますので、あらためて委嘱状の交付をさせていただければと思います。本来であれば近藤区長よりお渡しさせていただくところではございますが、公務の都合により本日欠席とさせていただいておりますので、副区長の工藤から交付させていただきます。本日欠席の委員につきましては、事務局より後日直接お渡しさせていただければと思います。足立区生活保護適正実施協議会条例施行規則第３条に基づき、区長の指名により、中田様に、本協議会の会長をお願いいたしております。また、同第３条２に基づき、副会長に、工藤副区長をお願いしております。区の職員の任命書につきましては席上配付させていただいておりますのでご了承ください。 |
| 副会長 | 委嘱状、足立区生活保護適正実施協議会会長を委嘱いたします。委嘱期間、令和元年６月１８日から令和３年６月１７日まで。令和元年６月１８日、足立区長、近藤　やよい。よろしくお願いいたします。 |
| 事務局 | 以上で委嘱状の交付を終了させていただきます。  それでは只今より令和元年度足立区生活保護適正実施協議会を開催させていただきます。式次第に沿って会長よりご挨拶いただければと思います、よろしくお願いいたします。 |
| 会長 | 年末のお忙しい中お集まりいただき各委員の方に心からお礼申し上げます、ありがとうございます。事務局の手違いで、書類の遅れがあったようですが委員の皆様にはお許しをいただきたいと思っております。  この適正実施協議会は私にとっても大事な会でございます。新しい取り組みについては、後程各委員からお話があるかとは思いますが、果たしてこれでいいのかと疑問に思っておりました。  私は３０年間消防団に入っておりまして、災害の恐ろしさを感じてきました。また、民生児童委員は３３年間担ってまいりました。私の恩師は「自分以外は全て師だ、上も下もない、決して若い人だからといって馬鹿にしてはいけない、その人だからこそ出来ることがある。しかし、お年寄りだからといって世の中分からないものでもない。経験がものである」と言っておりました。  その人の裏にはどういう関係があるか分からない、どの人も大事にしなければならないということが私の基本精心でございました。  校長によって学校が変わると言われますが、正に隣の学校であっても違う、また、地域においても隣の地域において貧富の差が激しい、その現場を見てきました。  生活保護においても偽りの生活保護や子どもたちの貧困など、現場で実情を見させていただきました。  ２０年前、足立区の民生児童委員協議会は何を言われても行動しない状況で、活動報告書が２３区で２３番目でした。しかし、実は今、東京都の中で１番となりました。  改革を進めた結果、足立区は福祉の点においては進歩いたしました。しかし、生活保護適正化に関しては事務局からの報告を聞いてこの会は終わり、それは違うのではないかと思います。  新しい取り組みとのことで１億円のお金を使って、国の補助が４分の３出るといえども、時にはノーということが必要なのではないか、そう思います。  少なくとも経過を報告し、その中でそれぞれの知識を持っている方々の知恵を借りて、区長の言う協働・協創をするべきではないか。  いつの間にか区民の顔を見ないで、ある意味では上のほうに気を遣いすぎてしまい、本来の足立区のために頑張ってくださっている方々に気を遣うことがなくなってきてしまっているのではないかと感じます。  いつも皆様方に支えられていると、私はこれまで身に染みて感じております。行政は優しさが欠けてきてしまっているのではないか、そう感じます。  生活保護については必要なものであることは十二分にわかっております。しかし、不正に保護を受けている方に関しては区民の方に対して失礼ではないかと話をしたことから、当時の自立支援課長に相談しこのような会の始まりでした。しかしこれでいいのだろうかという疑問に思うところもありました。  第１回のこの会は傍聴の方が１５名程いらっしゃいました。その方たちに、この会は間違いのない方に対して厳しくしようと会ではない、不正に受けている方に対して厳しくする会であるとお伝えしたところ、帰りに握手をしたことを今でも６年前のことが忘れられません。  私は、上に立てば立つほど下の人の苦労を知らなければいけないと思っております。  足立区が日本で初めて年金の不正受給を取り上げました。各週刊誌にも全て出ました、それでも足立区が毅然としてやったということが、ある意味では注目を浴びてしまったかもしれないが、情報は流してくれないとわかりません。私は、皆さんのご意見を尊重して、その上で協議会をやるべきであると考えております。  歴史を大事にすること、歴史を知る中でその中から改めて自分たちが何をやるべきか考えなければならない。  皆さんの中で、「感謝」これを忘れて欲しくない。そして、健康、家族。  本当に困っている方や高齢者には大いに手を差し伸べていただき、おかしな方については厳しく指導していただきたい。  この会がただの会で終わらないよう、これからも委員の方にはお力添え、ご指導をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします、ありがとうございました。 |
| 事務局 | ありがとうございました。  事務局側の不手際がございましたことを改めてお詫び申し上げます。  それでは議事に入らせていただきたいと思います。議事進行に関しては工藤副区長にお願いします。 |
| 副会長 | 会長の命により私のほうが進行役を務めさせていただきます。委員数１３名に対して、出席者が１１名で成立しているのでよろしくお願いいたします。  資料の「２　平成３０年度の取組み状況報告について」事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 就労支援実績  資料２を参照ください。  １ページ目についてです。  就労就職率の割合を示す図になります。平成３０年度は対象者数３，７０１名でありました。平成３０年度支援者数２，２７４名に対し１，３５７名の就労実績でした。割合は５９.７％でした。就労支援した方においては着実に就労等につなげられつつあると評価しております。一方でまだ約４０％の方が就労支援を行っても就労に至っていないという状況でございますのが、就労をする前段階である就労準備支援が必要な方々となっております。  ２ページ目についてです。  国のＫＰＩ（キーパフォーマンスインジケータ）実績になります。主要業績評価と訳されております。稼働能力のあるもののうち、就労支援事業に参加したものと、就労率の割合を示したものになります。平成３０年は就労率においては４８．３％、「その他の世帯」就労率は４６．８％となっております。国のＫＰＩである４５％を安定的に超えており、世帯の状況に応じてきめ細かい就労支援ができていると評価しております。「その他の世帯」の就労率については、足立区の基本計画の指標に設定し、令和２年度に４８.０％、令和６年度に５０.０％としております。  ３ページ目についてです。  学習環境整備支援事業とは、学習塾代または大学等受験料を支給する事業になります。本事業は就職につながる学力を身につけられるだけでなく、子どもの貧困対策の一環にもなると考えております。なお、本事業は、東京都からの補助金事業であり、全額、東京都からの補助金で実施しております。  就労支援に関する説明は以上です。  不正受給対策  資料を参照ください。  ４ページ目についてです。  民生委員訪問依頼実績は、民生委員の方々に、日々の民生委員活動にプラスして、生活保護受給世帯の家庭訪問を依頼させていただき、世帯把握を強化する取組みとなります。民生委員の方々が保有する情報の情報交換は、民生委員協議会として年に２回、定期的に行っております。平成３０年度については、前年比４２６世帯増の２，８２８世帯を依頼させていただきました。民生委員の方々の家庭訪問で得た情報を活用させていただき、一層の支援を図ってまいりたいと考えております。  ５ページ目についてです。  課税データ突合調査実績のグラフについては、棒グラフが実際に生活保護法７８条の適用件数、いわゆる不正受給の対象となった件数になります。折れ線グラフがその合計金額になります。いずれも一昨年度から増加しております。生活保護の受給中は、１円でも収入があれば収入申告をしていただく義務があります。その収入申告義務などを確認していただく重要事項説明・確認書の徴取は、答申書の中で「保護開始時だけでなく継続的に行うようにすること」と答申を受けておりますので、生活保護開始時だけでなく、生活保護を受給してから３年を経過した受給者に対して、定期的に徴取する取組みを実施しておりますので、引続き、収入申告義務の周知徹底を図り、不正受給の防止と早期発見に努めてまいります。  ６ページ目についてです。  告訴等検討会実績になります。  全ての法第７８条の適用については、各福祉課での診断会議において決定されております。あわせて、その悪質性等に鑑みて基準に基づき、告訴するかどうかの検討も行っております。グラフは各年度の左から、告訴等検討会において検討された件数、告訴相当と決定された件数、実際に警察に受理された件数となっております。  ７ページ目についてです。  実際の告訴決定事案として事例をご紹介させていただきます。２つ内容がございますが、１点目の事例についてのみご説明させていただきます。  左の１の事例でございますが、振込詐欺の出し子と思われる事例になります。３０歳代の外国籍の女性で、子どもが３名いる母子世帯になります。女性の口座に複数名から約２,４５０万円の入金がありますが本人は、そのうちの４０万円しか受領していないと主張しております。金額の裏付資料が全くないことから、告訴は断念せざるを得ない状況であります。  不正受給対策についての説明は以上です。  医療扶助適正化  資料を参照ください。  ８ページ目についてです。  ジェネリック医薬品の使用実績を示すグラフになります。国が生活保護法を改正し、受給者においては、医師などが医学的知見に基づき使用を認めている場合に限り、後発医薬品の使用を原則化することが平成　３０年１０月１日から施行されております。平成３１年４月は、平成３０年４月から１０.４ポイント増加の８６.３％となっております。前年度生活保護法の改正による後発医薬品の使用原則化により、飛躍的に上昇いたしました。  足立区の国民健康保険加入者の後発医薬品の使用率は、平成２５年度から２８年度までの４年連続で２３区１位と高い状況にあります。  続いて、ジェネリック医薬品の削減効果の推計値となります。平成３０年度は６億５,５７２万円となっております。なお、平成３１年４月から令和元年９月までの上半期の後発医薬品の削減効果額は、４億５,８４１万７,０００円となっており、既に平成３０年度の約７割に到達しております。  医療扶助費は、平成３０年度で、生活保護費全体の約４６.６％を占めております。今後、高齢化に伴い、高齢者の生活保護受給者の増加も見込まれる中で、できる限りの適正化を行わなければならないと考えております。  そこで、平成３０年１０月の生活保護法の改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設されました。  令和３年１月から受給者の健康管理について、必須事業として施行される予定となっておりますので、足立福祉事務所においては、今年度から先行して取組みを実施しております。  以上で医療扶助適正化についての説明を終わらせていただきます。 |
| 副会長 | 引続き、資料の「３　令和元年度からの新たな取組みについて」の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 包括的就労支援事業  資料を参照ください。  １ページ目についてです。  これまで、足立福祉事務所の就労支援については、就労支援専門員（ハローワークＯＢなど）による専門性の活用と、ハローワークとの連携により取り組んでまいりましたが、受給者の自立に向けてさらなる就労支援を進めていくため、平成３１年４月から、高い専門性とノウハウを持つ事業者に包括的な就労支援を委託しております。  受給者の課題が多様化していることから、地区担当員の経験やノウハウだけでは、受給者の就労に関する状況を適切に評価し、その結果に基づいたきめ細やかな支援に繋げられない現状があります。  続いて、就労能力や意欲が低い低就労力者においては、ハローワークの求人だけでは就労に至らないことが少なくなく、未就労期間が長期化し、そうなることで履歴書に空白の期間が存在してしまい、書類選考が通らず、就労への希望が薄れ、意欲が低下し、という悪循環となり、さらに就労に結びつかないという状況があります。  続いて、就労後の寄り添い支援が不十分であることから、就労が安定して継続・定着しないケースが散見されており、やっと就労が決まり、収入申告書の提出を心待ちにしていたら、実は、１日で辞めてしまっていたという事例も少なくありません。  これらの課題を解決し、さらなる就労支援を進めていくためには、なかなか職員の育成だけでは限界があるということで、高い専門性とノウハウを持つ事業者に包括的な就労支援の委託を開始いたしました。  ２ページ目についてです。  事業者の選定につきましては、「プロポーザル方式」とし、選定を行いました。第一次評価は、書類審査。４者を審査しました。第二次評価でプレゼンテーションを経過しました。選定における委員は、学識経験者３名、区民には民生児童委員の先生１名、区職員３名で行いました。  ３ページ目についてです。  選定事業者は、株式会社シグマスタッフ、本社は品川区です。拠点の名称は包括的就労支援センター「てとわ」となっております。価格は税込みで令和元年度は１億１,４３９万３,７６０円、令和２・３年度は１億８４８万２,０００円となっております。委託期間は平成３１年４月１日から令和４年３月３１日までの３年間となっております。  ４ページ目についてです。  まずは、就労支援になります。次に、就労準備支援になります。次に、定着支援になります。次に、個別求人開拓になります。  ５ページ目についてです。  ４月から１１月までの実績を報告させていただきます。  総支援数は昨年度の就労支援専門員支援数から２５９名増加の７２２名となっております。  ６ページ目についてです。  「就労又は増収数」になります。  就労又は増収数は、昨年度の就労支援専門員支援数から１２７名減少の２０１名となっております。  ７ページ目についてです。  「個別求人開拓数」などになります。  年間１，０００社・１,２００件、そのうちの半分の５００社・６００件を区内とするよう契約しております。いずれも、１１月の時点で目標達成率が７０.０％を越えておりますので、順調に開拓ができている状況です。  以上で、「包括的就労支援事業」についての説明を終わります。  有子世帯係のモデル運用  ８ページ目についてです。  平成２９年度から、担当世帯を高齢者世帯と高齢者世帯以外の一般世帯の２つに分けることで、業務スパンを狭め、職員の業務負担の軽減を図るとともに、専門的かつ適切な支援を行う体制としております。それに加え、令和元年度から、子どもがいる世帯に特化した「有子世帯係」を、子どもが比較的に多い中部第二福祉課でモデル的に実施し、子どもへの支援の成果などの検証を行っております。  ９ページ目についてです。  世帯類型別係編成の成果の一部をご紹介させていただきます。  就労支援において、一般世帯係の担当世帯数を減らして早期の就労支援に重点的に取り組むことで、平成２９年度就労率が平成２８年度から４.０５ポイント上昇いたしました。  地区担当員の業務管理や助言を行う査察指導員、係長級の職員においても、一般世帯と高齢世帯ごとに確認すべき項目が絞られてくることから、重点的なチェックと地区担当員へのより充実した指導が図られております。  １０ページ目についてです。  児童虐待など様々な問題がある中で、地区担当員１人あたりの担当世帯数を４０～５０世帯とすることで、きめ細かい支援を実施するとともに、学校などをはじめとする関係機関との連絡窓口を有子世帯係長に一本化してさらなる連携を図っております。  １１ページ目についてです。  ４月からの取組みの一部を報告させていただきます。  訪問率は９６.４％となっており、一般世帯より高くなっております。  １２ページ目についてです。  虐待の防止・早期発見を目的として、子どもを現認することが重要と考えており、夏休み期間中に重点的に行っております。期間中に子どもを確認できたのは９３.９％となっておりますが、残りの方については引き続き取り組みをおこなっており全員の確認が取れております。  １３ページ目についてです。  有子世帯係の上半期の１世帯あたりの家庭訪問調査回数は、一般世帯係と比べて０.５２回、高齢世帯係と比べて０.８９回高い１.６６回となっております。  以上で、「有子世帯係」のモデル運用についての説明を終わります。  健康管理支援事業  １４ページ目についてです。  令和３年１月から被保護者健康管理支援事業が施行されることに伴い、足立福祉事務所では特定健診とは別のアプローチで、令和元年度から先行して健康管理支援事業を実施いたします。  まず、受給者は、医療保険（国民健康保険など）に加入できないため、医療保険が実施する４０歳以上が対象となる特定健診を利用できない状況となっております。  次に、健康増進法で定める健康増進健診が利用できるのですが、その受診率がとても低い状況となっております。  最後に、生活習慣病対策などが進まず、元々、健康で働ける状態だった方が、生活習慣病などにより体調を崩し、就労に向けた活動ができず、最終的には自立の阻害要因になってしまう受給者も少なくありません。以上が導入の理由でございます。  １５ページ目についてです。  福祉事務所の取組みの説明の前に、国が想定している健康管理支援事業の流れをご説明いたします。  まず、現状・健康課題の把握ということで、現状を調査・分析し、その中で、受給者の健康課題を把握し、その特性などの分析、いわゆる地域分析を行うというものです。次に、事業企画ということで、先ほどの地域分析に基づき、事業方針を策定するというものです。続いて、事業実施になります。最後に事業評価になります。  １６ページについてです。  令和３年１月からの施行に向けて、まずは、詳細な地域分析を行うことがメインとなります。まず、専門技術による分析と区の特徴把握を行います。次に、レセプト情報の整理を行い、足立区における受診状況の傾向と対策を把握します。次に、支援が必要な受診者の把握として、重複受診や頻回受診などの支援対象者リストを作成し、対象者を明確にします。次に、先ほどの支援対象者リストの中から、より具体的な支援を行う受給者の選定と支援方針を作成します。次に、より具体的な支援を行う受給者に対して、地区担当員による指導を行います。最後に、指導結果の効果検証を行います。  １７ページについてです。  事業者は北日本コンピューターサービス株式会社、本社は秋田県になりますが、関東支社が埼玉県にございます。  価格は税込みで、令和元年度は１,８３８万８，０００円、令和２年度は１５４万円となっております。  以上で、「健康管理支援事業」のモデル運用についての説明を終わります。 |
| 副会長 | 委員さんからのご意見を頂戴したいと思います。就労支援についていかがでしょうか。 |
| 委員 | 包括的就労支援について、委託事業者との連携で効果が上がっているとのことなので、ハローワークにおいても、委託事業者と連携して全体の底上げを図っていきたいと思っております。  定着支援は非常に重要と考えておりますが、ハローワークは人的に少ないこともあるので、委託事業者による定着が図れればよいと思います。ハローワークも協力していきたいと考えております。  ハローワークに結びつくと９割の方が、就労が決まっているので、委託事業者との仕切りを整理しながら、就労支援を行っていきたいと思います。 |
| 副会長 | ありがとうございます。不正受給対策についていかがでしょうか。 |
| 委員 | 民生委員が世帯を訪問した情報や感想などはどういった情報がありますか。また、その情報の活用はどのようにしていますか。 |
| 事務局 | 不在が多いという情報があると、不正就労しているのではないかという対応を行っています。また、母子世帯であるにも関わらず男性がいる等、訪問依頼している世帯だけでなく、近隣からの情報等、民生委員を通じて得ることで不正受給の実態の解明につながっています。  具体的には、居酒屋に入り浸っている受給者に関して、不正受給の案件ではないが、生活指導に繋がるという貴重な情報をいただいた案件がございました。 |
| 委員 | 民生委員も、援助困難世帯でない、比較的に問題がない世帯を訪問しているが、その後、そのデータはどのように使われていらっしゃいますか。 |
| 事務局 | いただいた情報については、ケース記録に残しております。  また、平成２９年度から子どもがいる家庭についても依頼をしております。 |
| 副会長 | 情報がどのように使われているのか、フィードバックをしないと民生委員のモチベーションにならないと思います。  もう少しコミュニケーションを図って、やり方を工夫してみてください。よろしくお願いいたします。  続いて、医療扶助適正化についていかがでしょうか。 |
| 委員 | 後発医薬品の使用促進については、区との連携により進んでいます。  来年は大型商品が５つくらい出てくるので、さらに貢献できると思います。今後は、地域フォーミュラーに取り組んでいく必要があるのではないかと思います。 |
| 委員 | 後発医薬品を進めているが、受給者の理解が乏しかったり、偏見があったりして、説明をしていますが、先発医薬品を処方せざるを得ない方が一部います。 |
| 副会長 | その他、アドバイザーの方々からいかがでしょうか。 |
| アドバイザー | 平成３０年７月以降、本会が開催されていないが、その理由をお聞きしたい。本会が報告事項のみとなってしまっており、新たな事業を行う際は、本会に審議にかけるのが筋ではないでしょうか。  また、就労支援の定着支援について、どこまで支援をするのか詳しくお聞きしたい。 |
| 副会長 | 開催しなかった理由は、本来は昨年実施するべきであり、私共の落ち度であります。申し訳ございませんでした。 |
| 事務局 | 事務局として、会議の設定ができず申し訳ございませんでした。  今年度に関しては、例年通り、昨年同様７月で開催を、一旦、計画したものの、日程があわず１２月の開催となってしまいました。  報告だけではなく、審議するような会議体として、今後、会長と相談させていただきながら開催を検討したいと考えております。  就労支援に関しては、予算編成の関係上、７月の報告には間に合いませんでしたが、本来であれば、予算編成後、若しくはその前後で報告するべきだったと反省しております。  健康管理支援に関しては、補助金の関係上、６月に予算の補正を行い、８月から取り組みをさせていただいております。こちらも報告が遅れて申し訳ございませんでした。  定着支援に関しては、就職後３カ月間は、事業の登録を残した状態で支援が受けられ、支援が必要ない方もいれば必要な方もいるため個別な対応をしております。 |
| 副会長 | その他、いかがでしょうか。 |
| 委員 | 生活保護を必要としている方であるけれども、つながりをもてていない方への具体的な取組みはありますでしょうか。 |
| 事務局 | 生活保護は申請主義が原則であるため、出張相談等はやっておりませんが、民生委員や地域の方、区の様々な相談窓口に相談があれば、「つなぐシート」等により福祉事務所につながることがあります。  昨年度から生活保護のしおりを受給者だけでなく、相談者向けも作成して、そちらを活用して案内もさせていただいております。 |
| 委員 | 区では、くらしとしごとの相談会を年５回、実施しており、生活困窮だけでなく自殺等の相談も受付けていますので、１つのきっかけとなっていると考えております。 |
| 会長 | 先ほどは大変失礼なお話をしたかもしれませんが、私の思いは「足立区に住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思えるまちにしたい」、その一念でございます。  皆様本日はありがとうございました。 |
| 副会長 | ありがとうございました。今日、頂戴しましたご意見につきましては、今後、私どもの取り組みに取り入れてまいりたいと思います。 |
| 事務局 | これにて、令和元年度第１回足立区生活保護適正実施協議会を終了といたします。本日は、誠にありがとうございました。 |